

矢作川コアエリアにおける都市公園の占用許可及び行為許可の条件

市は、矢作川コアエリアにおける都市公園※の占用許可及び行為許可について、公共が主催又は共催するイベントを除き、許可する者に対して次の条件を付すものとする。（※千石公園、白浜公園、川端公園、モデルパークの4公園）

- 1 許可以外の占用はしないこと。申請内容に変更が生じた場合は、直ちに連絡すること。
- 2 占用物には占用者名及び連絡先を明記すること。
- 3 撤去時又は移設時には占用者の費用で原状回復すること。
- 4 占用中の事故は、占用者の責任で対処すること。
- 5 市長が撤去又は移設を通知したときは占用者の費用で実施すること。
- 6 利用制限の告知板を開催日2週間前までに設置すること。
- 7 許可を受けた者は、下記8から17までの条件が順守されるように、**随時、巡視パトロールを実施**すること。
- 8 他の公園利用者及び近隣住民の迷惑となる行為は、行わないようにすること。
- 9 許可を受けた者は、市と事前協議を行い、協議結果に基づき**交通整理員を配置**すること。
- 10 許可を受けた者は、**漁協関係者など河川利用者の河岸への通路**を確保のうえ、通行を妨げないこと。
- 11 許可を受けた者は、準備や片付けにおいても、**一般来園者の通行**を妨げないこと。
- 12 許可を受けた者及び参加者は、夜9時以降は**騒音**を発しないこと。
- 13 許可を受けた者は、**イベントで発生したゴミ**（イベント会場及び会場周辺のゴミ）を全て持ち帰ること。
- 14 許可を受けた者は、イベント参加者が**既存施設に損傷を与えた場合は原型復旧**すること。
- 15 許可を受けた者は、**イベント準備前、イベント開催中、イベント撤収後に原型復旧した写真**をそれぞれ同じ方向から撮影し市に提出すること。
- 16 許可を受けた者は、河川環境の保全に努めること。油等が河川に流出しないように、**水道（手洗い場等）では、洗剤の使用や油分が付着した食器等の洗浄を行わない等**を参加者への周知を徹底し、順守させること。
- 17 許可を受けたものは責任者を定め、**イベント開催中は会場に常駐し、公園管理者と常に連絡が取れる運営体制を整える**こと。また、トラブルが生じた場合はイベント主催者の責任により、迅速にトラブル解消に向けた対応を行うこと。

許可を受けた者は、排他独占的な使用が認められたものではありません。他の利用者とゆずり合い、みんなが楽しく河川区域内の公園を利用することができるようにして下さい。